

令和4年度中小企業者等原油・原材料価格高騰対策事業費補助金 【公募要領】（抜粋）

8. 採択審査

(1) 採択審査方法

補助事業の採択審査は、提出資料について、下表の審査の観点に基づき、有識者等により構成される審査委員会において行います。

採択審査は非公開で提出された資料に基づき行いますので、不備のないよう十分ご注意ください。

(2) 結果の通知

応募事業者全員に対して、採択又は不採択の結果を通知します。

※採択結果の審査内容についての問合せには応じかねますので、ご了承の上申請してくださるようお願いします。

(3) その他

採択された場合であっても、予算の都合等により希望金額から減額される場合があります。

表：審査の観点

①. 基礎審査
次の要件を全て満たすものであること。要件を満たさない場合には、その応募は失格とし、その後の審査を行いません。 ア 提出資料がすべて提出されていること イ 2. 補助対象者（P6）及び3. 補助事業（P7）の各要件に合致すること ウ 補助事業を遂行するために必要な能力を有すること
②. 本審査
事業計画について、次の項目に基づき審査を行い、採択を決定します。 ア 事業計画の有効性 ◇事業目的・内容及び対策の妥当性 ・自社の経営上の課題解決策としての事業の妥当性・整合性 （省エネ化や高効率化対策モデルとしての先進性や斬新性がある事業を優先） ◇省エネ対策や経営改善の効果と経営の発展性 ・光熱費等削減、サプライチェーンの再構築など経営の効率化に寄与する程度 （経営体質の改善、コスト削減等の効果を活用した新事業展開の見込み等がある事業を優先） ◇体制、費用対効果の妥当性 ・事業実施のための体制（財務状況、人材、技術、協力先の確保等）の妥当性 ・補助対象事業の費用対効果の妥当性 イ 積算の透明・適切性 ◇事業費積算が明確で、事業実施に必要なものとなっているか。